

別表（第3条関係）
助成対象事業等一覧

	助成対象事業		助成対象経費等	申請時に必要な資料	実績報告時に必要な資料
1	海外展示商談会 (オンライン含む)	日本国外の展示会 オンライン 展示商談会	出展料、会場設備費、出品物の輸送通関費、出品及び 出品物輸送通関に係る保険料 ※渡航費、宿泊費、人件費、関税その他諸税、送金手 数料等、その他の経費は助成対象としない。 出展料(参加料)、EC登録料、オンライン展示商談会参 加に付随する費用	展示会等の開催概要が分かる 資料	出展実績が確認できる資料 (写真等も含む)
2	海外企業との商談等 (オンライン含む) (要、外部利用)	経済機関等が開催 する海外企業等と の商談会、マッチ ング会	参加費、委託費、印刷物等製作費、通訳費 ※渡航費、宿泊費及び人件費は助成対象としない。	商談等の概要が分かる資料 委託の場合は委託先の概要が 分かる資料	商談実績が確認できる資料
3	海外市場調査 (要、外部利用)	市場調査、販売先 開拓調査、事業化 可能性調査(FS)	調査委託費、謝金 ※渡航費、宿泊費及び人件費は助成対象としない。	調査内容等の概要が分かる資 料 委託先の概要が分かる資料	調査実績が確認できる資料 成果物(報告書)
4	多言語対応	パンフレット、 WEB、動画等の多 言語対応	製作費、翻訳費 ※日本語対応のパンフレット、WEB等も同時に製作す る場合は多言語対応の経費を明確に区分すること。	多言語対応の内容等の概要が 分かる資料	多言語対応の実績が確認でき る資料

※自社製品であることを明確に示すこと。

※海外で自社製品の販路開拓等を目的に実施する事業であること(インバウンド需要に対する取り組みは対象外)。

※助成対象経費について、申請時に見積書等で金額が確認できること。

※外部利用について、申請者の役職員が所属する他の法人等への委託発注は対象外とする。

※海外市場調査について、調査目的に合致する調査項目であり、明記されていること。かつ、成果物(報告書)で調査結果が確認できること。

※資金調達を主たる目的とする事業は対象外とする。